

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火）午後1時41分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	市 川 初 江	副委員長
青 木 秀 夫	委員	延 山 宗 一	委員
荒 井 英 世	委員	亀 井 伝 吉	委員
小 野 田 富 康	委員	青 木 文 雄	委員
尾 澤 将 樹	委員	藪 之 本 佳 奈 子	委員
須 藤 稔	委員	小 林 武 雄	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長

小	林	桂	樹	総務課長
伊	藤	良	昭	企画財政課長
栗	原	正	明	税務課長
佐	山	秀	喜	住民環境課長
新	井		智	福祉課長
玉	水	美	由紀	健康介護課長
橋	本	貴	弘	産業振興課長
塩	田	修	一	都市建設課長
石	川	由	利子	会計管理者兼 会計課長
小	野	寺	雅明	教育委員会 事務局長
橋	本	貴	弘	農業委員会 事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事務局長
小	野	田	裕之	庶務議事係長
本	田	明	子	行政庶務係長兼 議会議務局書記

開 会 (午後 1時41分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をいただきます。

○森田義昭委員長 先ほどの本会議におきまして本委員会へ付託されました補正予算関係3議案についての審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願ひいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について

○議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

○議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○荻野剛史事務局長 それでは、次第3番、審査事項に移ります。

ここからは森田委員長の進行でお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひします。

○森田義昭委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の3議案について審査を行います。

初めに、議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いします。

伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の議案書、1ページから7ページまでにつきましては、副町長の提案理由の説明のとおりでございます。5ページを見ていただきますと、こちらが第2表、繰越明許費補正の一覧となっております。6ページにつきましては、第3表、債務負担行為補正の一覧、7ページを御覧いただきますと、第4表、地方債補正の一覧となっております。

次に、8ページ、9ページ、こちらは歳入歳出予算の補正事項項目別の明細書の総括表になっておりますので、詳細につきまして、私のほうから10ページから説明をさせていただきたいと思っております。

10ページ、歳入の詳細についてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、2目法人、説明欄、一番右の欄ですけれども、法人町民税現年度課税分3,100万円の減額となります。企業の設備投資等によります国税、法人税等の減少の影響によるものでございます。

第11款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税、こちらは普通交付税になりますけれども、4,569万5,000円の追加です。追加交付の決定によるものでございます。

第13款分担金及び負担金、第1項負担金、2目農林水産業費負担金、邑楽東部第1排水機場維持管理費負担金3万8,000円の減額です。事業費の確定によるものでございます。

次のページです。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、介護保険低所得者保険

料軽減負担金68万7,000円の追加です。過年度実績に基づく追加交付によるものでございます。障害児給付費等負担金71万3,000円の追加です。障害児通所給付費、こちらの歳出増によります国庫負担金の追加となります。児童手当負担金880万6,000円の減額、子どものための教育・保育給付負担金179万9,000円減額、子育てのための施設等利用給付負担金19万2,000円の減額、児童手当につきましては児童手当受給者の減少によるもの、また施設等利用給付負担金については利用者の減少によるものでございます。

その下になります。第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、特定外来生物防除等対策事業交付金45万円の追加です。こちらは、クビアカツヤカミキリ被害木の伐倒事業が採択になったものでございます。マイナポイント事業費補助金212万6,000円の減額です。事業費の確定によるものでございます。

2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金8万円の追加、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金100万円の減額、受給者の減少によるものでございます。

次のページです。3目衛生費国庫補助金、緊急風疹抗体検査事業費補助金66万1,000円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金409万5,000円の減額、出産・子育て応援交付金66万7,000円の減額、いずれも事業費の確定見込みによるものとなってございます。

4目土木費国庫補助金、道路メンテナンス補助事業補助金1,022万円の減額となります。こちらも認定事業費の減額によるものとなります。その下、防災安全交付金25万円の減額、住宅建築物耐震改修事業補助金104万7,000円の減額、申請者がいなかったための減額となります。

5目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金478万5,000円の減額、へき地児童生徒援助費等補助金11万8,000円の追加、交付額の決定によるものでございます。

続いて、第3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金、特別児童扶養手当事務委託金7,000円の追加、こちらは事務取扱交付金の額が改正になったことによるものでございます。

次のページです。ここからは、第16款県支出金になります。第1項県負担金、1目民生費県負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金8万3,000円の追加、過年度実績に基づく追加交付でございます。障害児給付費等負担金35万7,000円の追加、これは通所の給付費の歳出が増えたことによります県負担金の追加となります。児童手当負担金239万8,000円の減額、手当受給者の減少によるものです。子どものための教育・保育給付費負担金161万4,000円の減額、子育てのための施設等利用給付負担金9万6,000円の減額、こちらは利用者の減少によるものでございます。

その下は、第2項の県補助金、2目民生費県補助金になります。認知症地域支援推進員研修費補助金2万8,000円の減額です。介護保険利用者負担対策事業費補助金4万5,000円の減額です。いずれも、対象者がいなかったための減額となります。子どものための教育・保育給付補助金28万8,000円の追加、利用者の増加によるものです。子ども・子育て支援交付金8万円の追加、こちらは補助基準額、こちらが増加になったための追加となります。福祉医療費補助金1,000万円の減額です。こちらは、歳出の決算見込み減によるものでございます。

次のページをお願いします。引き続き県補助金ですが、3目衛生費県補助金、出産・子育て応援交付金16万7,000円の減額、実績によりまして減額するものです。浄化槽設置整備事業費補助金73万3,000円の減額、こちらも実績により減額をするものでございます。

4目農林水産業費県補助金、就農準備資金・経営開始資金給付事業補助金300万円の減額、農地利用効率

化等支援交付金300万円の減額、認定農業者農用地利用集積促進奨励金94万3,000円の減額、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金200万円の減額、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業費補助金500万円の減額です。こちらにつきましては、交付開始時期が変更されたこと、また申請見込み者の申請要件不該等等による減額となっております。多面的機能支払交付金事業補助金462万円の減額、こちらは県の予算配分の変更によるものでございます。ぐんま緑の県民基金事業費補助金30万円の減額、こちらは子ども会で実施しております自然体験スクールの内容変更により補助金対象外になったための減額となります。

5目土木費県補助金、住宅耐震改修事業補助金50万円の減額です。実績により減額をするものでございます。

次のページです。第3項県委託金、1目総務費県委託金、県知事選挙委託金は32万3,000円の減額、事業費の確定によるものでございます。

2目農林水産業費県委託金、邑楽東部第1排水機場管理費委託金112万5,000円の減額です。事業費の確定によるものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、1目一般寄附金、ふるさと納税でございますが、297万円の追加、その下、2目指定寄附金、こちらもふるさと納税の分ですが、243万円の追加、いずれもふるさと納税実績増に合わせた追加となります。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金については歳出の減額によりまして基金繰入れが不要になったもので、1億468万3,000円を減額するものでございます。

16ページお願いします。第22款町債、第1項町債、こちらはいずれも事業費の確定により減額をするものでございまして、上から1目農林水産業費、公共事業等債1,110万円の減額、2目土木費につきましては170万円、190万円の減額、3目教育費につきましては950万円の減額、事業費が確定したことによる減額となっております。

一番下を見ていただきますと、歳入の合計でございますが、1億7,750万3,000円を減額いたしまして、64億5,075万4,000円とするものとなっております。

続いて、17ページから歳出の詳細について説明をさせていただきます。2款総務費、第1項総務管理費、3目財政管理費、ふるさと納税事業に115万円の追加です。ふるさと納税額の増額によります経費の追加となります。

5目財産管理費、町有施設管理事業、光熱水費ということで400万円を減額してございますけれども、内容は電気料金の減額になります。電気料金につきましては、燃料調整費、こちらが大きなウエートを占めているところでございますけれども、燃料調整費の下落によります電気料金が減額ということになってございます。この後、幾つか光熱水費の減額が出てきておりますけれども、本補正全体で2,180万円の減額となったところでございます。

6目企画費、移住支援事業奨励金返還支援金154万4,000円の減です。事業費の確定によるものでございます。

12目防犯対策費、防犯施設整備事業41万2,000円の追加、こちらは防犯灯の故障が増えたことによります追加となります。

続いて、14目環境保全費、外来生物対策事業163万円の減額です。事業費の確定によるものでございます。

18ページをお願いします。15目基金費、財政調整基金元金積立金3,779万3,000円の追加です。このたびの3月補正によりまして、その支出が減額したことによりまして、歳入が歳出を上回ったために積み立てるといふものでございます。

16目感染症対策費、農業者燃料価格等高騰対策支援事業119万円の減額、事業費の確定によるものです。

続いて、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、右側に移りますが、戸籍システムハードソフト賃貸借料59万8,000円の減額です。予算額と契約額の差額、こちらの減額となります。個人番号カード交付事務109万3,000円の減額です。事業費の確定によるものでございます。

19ページをお願いします。第4項選挙費、3目県知事選挙費、こちらにつきましては96万9,000円の減額、事業費の確定によるものでございます。

5目町議会議員選挙費、こちらは890万6,000円の減額です。同じく事業費の確定によるものでございます。

一番下、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、こちらは職員の人件費になりますが、20万円の追加です。時間外勤務の増によるものでございます。

20ページです。同じく1目社会福祉総務費です。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業321万8,000円の減額、事業費の確定によるものでございます。地域福祉活動推進事業102万1,000円の減額です。こちらは、事業の中止等によるものでございます。

2目高齢者福祉費、右側で認知症地域支援推進員研修負担金3万8,000円の減額、こちらは研修不要となったものでございます。それと、続いて老人保護措置事業150万円の減額、対象者の死亡、また新規対象者の入所による減額となっております。社会参加促進・生きがい活動推進事業53万5,000円の減額、事業費の確定によるものでございます。介護予防ケアマネジメント事業40万円の追加、こちらは委託費の確定による追加となっております。

次のページです。2目高齢者福祉費、介護慰労金支給事業144万円の減額、支給額の確定によるものです。介護保険低所得者対策事業6万円の減額、対象者がいなかったための減額です。介護保険特別会計拠出金723万円の減額、実績に基づきます給付金の減額、また計画策定委託料の確定等による減額となります。

3目障害者福祉費、障害児(者)自立支援事業42万5,000円の追加です。審査件数の増加によるものでございます。障害児給付事業142万5,000円の追加、利用者が増えたことによる追加となります。

4目福祉医療費、福祉医療費支給事業2,000万円の減額です。決算見込み減に伴う減額となります。

22ページをお願いします。第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付事業、内容は低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金100万円の減額です。支給対象者の見込み減によるものでございます。

続いて、一般経費の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付返還金、また令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の返還金がございますが、いずれもこれは令和3年度の実績報告、また訂正、そして令和4年度補助金の確定による追加となっております。子ども・子育て支援事業89万円の減額、支給対象者の見込み減によるものでございます。

その下、学童保育運営委託事業、合計で24万1,000円を追加してございますが、その下の内訳で、委託料の確定によります追加と減額ということになります。

23ページに移ります。2目児童措置費、子どものための教育・保育給付事業(2号・3号)、こちらは794万

7,000円の減額となります。

続きまして、子育てのための施設等利用給付事業（2号・3号）、11万9,000円の減額となっております。こちらは、当初見込みよりも利用者数が減少したための減額というふうになってございます。

一番下が、児童手当支給事業1,470万5,000円の減額です。支給対象者の見込み減によるものでございます。

24ページをお願いします。3目保育園費、板倉保育園運営事業60万円の減額、児童数の減少によるものでございます。保育園運営事業光熱水費が140万円の減額、続いて4目児童館費、こちらも光熱水費の減額となっております。

第3項国民年金費、1目国民年金費、こちらは職員の人件費で160万円の減額ですが、休職者1名の減額となります。

25ページです。第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、こちらも職員人件費ですが、育児休業者1名分の減額となります。

2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業576万8,000円の追加となります。事業費の確定によるものでございます。出産・子育て応援事業100万円の減額です。申請見込み者数の減によるものです。妊婦・乳幼児健診事業300万円の減、事業費確定によるものです。がん対策強化推進事業600万円の減額です。事業費の確定によるものでございます。

26ページです。2目予防費、法定予防接種事業922万8,000円の減額です。接種見込み者数の減によるものです。緊急風疹対策事業113万2,000円の減額、事業費の確定によるものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、内容は前年度新型コロナワクチン接種対策費の負担金の返還が生じまして、404万円の追加です。前年度返還金の確定によるものでございます。産後ケア事業、前年度母子保健衛生費国庫補助金の返還金、前年度の返還金の確定による61万8,000円の追加となります。不妊症及び不育症治療費助成事業65万円の減額です。申請見込み者数の減によるものでございます。

3目環境衛生費、合併処理浄化槽設置費補助事業279万2,000円の減額です。こちらも申請見込み者数の減によるものです。

続いて27ページです。引き続き、3目環境衛生費です。浄化槽エコ補助金事業40万円の減額、申請見込み者数の減によるものでございます。住宅用太陽光発電システム設置補助事業100万円の減額、同じく申請見込み者数の減によるものです。その下は保健センター費ですが、光熱水費で40万円の減額です。

第2項清掃費、1目清掃総務費、こちらは職員人件費になります。退職者1名の減ということでございます。

28ページ、1目清掃総務費、続きますが、ごみステーションの管理と集団回収事業、資源ごみ集団回収の補助金103万円の減額ですが、回収量、また処理量が減になったための減額となります。

2目塵芥処理費、ごみ処理委託事業365万2,000円の減額です。ごみ処理の量の減によるものでございます。一般廃棄物収集運搬事業1,003万円の減額です。委託料の確定によるものでございます。ごみ広域処理事業74万9,000円の減額です。負担金の確定によるものでございます。

3目し尿処理費、し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業30万7,000円の減額、負担金の確定によるものでございます。

29ページです。第6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、農業関係制度資金利子補給事業3万

円の追加、申請者があったための増加となります。

3目農業振興費、担い手育成就農支援事業1,300万円の減額です。はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業、「野菜王国・ぐんま」等々でございますけれども、歳入でも説明いたしましたとおり、交付開始時期が変更になったり、申請見込み者においては申請要件に不該当になるなど、減額になったということでございます。

5目農地費、一番上は職員人件費ですが、時間外勤務の増によるものでございます。土地改良一般経費といたしまして、県営基幹水利施設の管理事業負担金が24万7,000円追加になっております。費用負担の増によるものでございます。邑楽東部第1排水機場維持管理事業150万円の減額です。委託料が確定したことによるものでございます。多面的機能支払交付事業600万円の減額です。交付金の配当割合が減少したことによる減額となります。

30ページです。5目農地費、県営五箇谷土地改良事業負担金1,260万円の減額です。こちらは、県営事業の県の予算配分が減にしたことにより、連動して町の負担金が減額となったものでございます。農地中間管理事業、これは認定農業者農用地利用集積奨励金188万5,000円の減額です。対象となりました土地の貸借、こちらが減になったためでございます。

6目農村環境整備費、ぐんま緑の県民基金事業30万円の減額、こちらも歳入で説明いたしました子ども会自然体験スクールの内容変更によりまして、補助金対象外になったための減額となります。

第7款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、住宅リフォーム支援事業50万円の減額です。申請見込み者数の減によるものです。

4目観光費、揚舟運航事業の、こちらは会計年度任用職員の経費でございまして、支出の確定による減でございます。

31ページです。第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費、右側行っていただきますと登記業務の委託料150万円の減額です。委託見込数の減によるものでございます。

第2項道路橋梁費、2目道路維持費、道路維持事業1,069万6,000円の減額です。事業費の確定によるものでございます。施設管理事業30万円の減額、事業費の確定によるものでございます。その下、施設管理事業の光熱水費がございしますが、こちらは町内街路灯の電気料が減額になったものでございます。

32ページです。3目道路新設改良費、町単独道路整備事業770万円の減額です。事業費の確定見込みによるものでございます。

4目橋梁維持費、橋梁長寿命化事業、こちらは事業費の詳細が判明したため、組替えを行ったものでございます。八間樋橋解体撤去事業950万円の減額です。工事の変更によるものでございます。

33ページです。第4項都市計画費、1目都市計画総務費、右側一番上は職員の人件費ですが、退職者1名分の減額となります。都市計画推進事業22万2,000円の減額です。委託料の確定によるものでございます。移住者住宅取得支援事業60万円の追加、こちらは申請者が増えたための追加となります。

2目公園費、公園維持管理事業970万6,000円の減額です。委託料の確定などによるものでございます。その下、光熱水費140万円の減額です。

34ページです。3目下水道費、下水道事業特別会計拠出金500万円の減額です。こちらも電気料金の減額による拠出金の減額となっております。

第5項住宅費、1目住宅管理費、町営住宅管理事業120万円の減額です。事業費の確定によるものです。

木造住宅耐震改修促進事業200万円の減額、申請者がいなかったための減額です。アスベスト対策促進事業、こちら申請者がいなかったための減額となります。

35ページです。第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、館林地区消防組合負担金（非常備消防）412万5,000円の減額です。負担金が確定したことによる減額となります。

3目施設費、館林地区消防組合負担金（消防施設）355万5,000円の減額です。負担金の確定によるものでございます。

4目防災対策費、災害時避難場所確保事業939万7,000円の減額です。こちらにつきましては、用地の購入及び工事の着工がちょっと遅れておりまして、令和6年度予算に再計上することによります減額となります。

第10款教育費、第1項教育総務費、1目教育委員会費、教育委員会運営費が17万4,000円の減額です。研修会等の中止によるものでございます。

36ページをお願いします。2目事務局費、事務局運営90万1,000円の減額、負担金の確定によるものでございます。子どものための教育・保育給付事業（1号）263万1,000円の追加、利用者の増加によるものでございます。

3目教育研究所費、教育研究所充実事業115万5,000円の減額です。社会科副読本の印刷部数、こちらの減少によるものでございます。

4目教育指導費、教育指導員、会計年度職員の経費でございますが、給与の改定による追加となっております。

37ページです。第2項小学校費、1目学校管理費、小学校運営、光熱水費ですが、500万円の減額、こちらも電気料の減額です。小学校給食事業340万円の追加、物価の高騰等によるものでございます。小学校体育館改修事業728万2,000円の減額です。事業費の確定によるものでございます。

2目教育振興費、小学校特別支援教育就学奨励費事業9万8,000円の減額、受給の辞退等がありましての減額となります。

38ページです。第3項中学校費、1目学校管理費、中学校運営の光熱費、こちらも電気料金の減額です。中学校給食事業261万2,000円の追加です。物価の高騰によるものでございます。

2目教育振興費、中学校要保護及び準要保護生徒奨励費の50万円の減額になります。事業費の確定によるものでございます。中学校特別支援教育就学奨励費事業11万9,000円の減額、こちらも受給の辞退等がありましての減額となります。

39ページです。第4項社会教育費、1目社会教育総務費、こちらは人件費でございますが、人員の配置の変更によります減額となっております。

2目文化財保護費、文化財保存活用事業92万4,000円の減額、こちらは離山の工事費確定によるものでございます。

4目青少年教育総務費、青少年教育総務事業85万円の減額です。自然体験スクールの規模縮小によるものでございます。その次が中央公民館、その下、東部公民館になりますが、いずれも電気料金の減額です。

次のページです。こちらは、南部公民館、北部公民館、わたらせ自然館になりますが、いずれも電気料金の減額となります。

一番下が第5項保健体育費です。1目保健体育総務費、スポーツ教室事業7万円の減額、各種教室の開催

中止によるものでございます。

41ページです。同じく続きますが、スポーツイベントの開催事業9万円の減額です。こちらは各クラブの大会が中止になったことによるものでございます。指導者の育成確保事業35万2,000円の減額です。研修会の規模縮小等によるものでございます。

2目保健体育施設費、社会体育施設管理事業、こちらは会計年度任用職員の経費でございますが、事業費の確定によるもの、その下は電気料金の減額となります。

42ページをお願いいたします。最後ですが、第12款公債費、第1項公債費、1目元金、長期債償還元金が17万円追加となりました。

2目利子につきましては、長期債の償還利子が93万2,000円減額したものでございます。

歳出合計につきましては、歳入と同様に1億7,750万3,000円を減額いたしまして、64億5,075万4,000円とするものでございます。

最後、43ページをお願いいたします。こちらは、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。7ページの第4表、地方債補正を反映させた見込みとなっております。一番右下、当該年度末の現在高見込みにつきましては38億8,750万円となっております。

以上、ちょっと長めでしたが、説明申し上げました。よろしくご審査の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくをお願いいたします。35ページになるのですけれども、9款の消防費、防災対策費ということで、災害時避難場所確保事業についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの説明によりますと、用地の買収がちょっと難航しているというような説明があったわけです。今年度、また再度、当初予算の中へ入れていくというような説明だったのですけれども、さっきの説明によると、随分淡々と進められているというような報告等もあったかなと思うのですけれども、どうしてこのような状況になったのか、説明をお願いいたします。

○森田義昭委員長 総務課長。

○小林桂樹総務課長 それでは、延山委員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

35ページ、ご質問の災害時避難場所確保事業につきましては、共盛集会所、それからまた北部公民館東の空き家と農地、こちらを整備するという事業でございました。共盛集会所につきましては、予定どおりに工事のほうは完了しております。

北部公民館東の空き家があるところ、竹やぶになっている部分なのですが、こちらの用地の関係が、年度当初より地主と、地権者と交渉してまいりました。当初、町の買収する条件といたしましては、更地にしていただいた上での用地買収と、ですから更地化は地権者に行っていただく、それで土地を用地買収させていただくというような条件で交渉を進めてまいりましたが、この条件ではなかなか地権者の方との合意が得られなかったというのが一つの原因でございます。その後、交渉を重ねた結果、今年の、年明けてから、ご本人とまた再度話し合いを持つ機会がございまして、土地につきましては現状のまま町へ寄附をするというよう

なことで本人の合意がいただきました。ですので、当初予定しておりました町で予定しておりました用地買収につきましては、現在の雑木であるとか空き家については、地権者が除却をした上で更地にして町が買いますというような条件ではなく、今の状態のまま地権者から寄附をいただくというような形で合意が得られました。この時期が今年度、年明けてからになってしまったということで、今年度中の事業執行が困難になったということで、今回の補正予算で、今年度分の予算につきましては減額補正させていただきまして、また改めて令和6年度当初予算で、そちらの新たな事業費を計上させていただくということで進めております。よろしく願いいたします。

以上です。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 寄附をいただくということで進められているのかなと思うのですが、当然一般の買収においては、更地で取引をするということのわけが、現状のままということになるわけです。そうしますと、現在のこの用地を見た限りでは、非常に経費等もかかると思うのです。業者に聞くと、竹やぶの開墾というか、抜根したり解体したりということは、非常に額的にもかかるのだということも聞いているのですが、当然予算も立てた中で対応していくということになっていくのですけれども、用地をただでもらっても、やはりそういうのにかかっていくのかなと思うのですけれども、それについては。

○森田義昭委員長 小林総務課長。

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

当初の町の考え方での予算ですと、用地買収費を使えば、その中で建物の除却であるとか雑木の除去、抜根まで含めても十分間に合うだろうという試算をさせていただいた上で、地権者の方にはそれを提示いたしまして交渉してまいりました。ですので、地権者とすると、町から支払った用地代金が若干手元に残るというような形で、雑木の除去、空き家の除却ができるということでご提案申し上げましたが、それではちょっと合意できないということで、寄附という形になりました。寄附の場合につきましては、地権者の方には用地買収代金の支払いはありませんので、一切手元には残らないと。ですから、逆に除却する費用のほうが若干用地買収費に比べると安いということになりますので、どちらかといいますと町のほうが若干有利な条件で、今回合意をいただいたというふうに考えております。

以上です。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 理解できました。当然今年度減額補正をしたということなので、その範囲内ではできるということは、順調に事が進んでいくかなとは理解ができます。当然そうしますと、その避難所が出来上がるということの関係につきましては、遅れていくということなのですけれども、どのぐらい遅れるということで踏んでいますか。

○森田義昭委員長 小林総務課長。

○小林桂樹総務課長 お答えしたいと思います。

今現在買収する予定地については、農地等も含まれてございますので、農地転用等の手続を進めておりますので、こちらの許可が下り次第、買収契約を結ばさせていただいて、それから雑木、空き家等の除却に取りかかりたいというふうに考えております。それが済み次第、駐車場として利用いたしますので、資機材等の

整備工事も行う予定でございますので、夏ぐらいまでには何とか完了させていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今課長の説明が、農地だということの説明がありました。農地ということは、農転が入るということで、除外関係、また雑種地なりなんなりしていくということだと思えるのですけれども、あそこの場合、現状山林ということではないのかなと思うのですけれども、登記はどんなふうになっているのですか。

○森田義昭委員長 小林総務課長。

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

北部公民館東の今回の予定地につきましては、全部で6筆でございます。4筆が、今回宅地跡の雑木が繁茂している場所なのですが、こちらが4筆となっております、こちらは2筆が畑、2筆が宅地でございます。そのほかに、東側の道路側に面した部分が農地がございまして、こちらにつきましては1筆が山林、1筆が農地ということで、東側の道路に面した部分が一部山林が含まれているというような状況です。

以上です。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 分かりました。先ほど説明が、夏頃までには何とかというふうな計画を進めているようですので、今シーズンというか、災害が起きやすい時期までには、淡々と作業等も、手続等も含めて進めてもらって、今年度利用が可能な状況にしていただければと思うのです。よろしく願いいたします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 8番、荒井です。

21ページ、最初の高齢者福祉費の中なののですけれども、介護慰労金支給事業144万円の減額です。まず最初に、この当初の見積り件数と、それから確定件数、ちょっと教えてください。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 では、介護慰労金です。当初見込みましたのが、35名分を見込みましたが、決定が23名でした。

以上です。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 これは8万円でしたよね。

〔「いえ」と言う人あり〕

○荒井英世委員 今幾らでしたっけ。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 12万円になります。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 この減額している原因ですけれども、これ在宅利用でその数が少なくなったのか、あるい

は例えば施設入所者が増えたのか、もしくは在宅で介護する人が、みんな少なくなったということは元気ということですね。その辺はどういった原因なのでしょう。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 一人一人確認はしておりませんが、在宅で介護度が4、5の方が対象になります。ですので、この方たちが、介護する1年の間に約100日以上入院、入所があった場合等は対象外になります。それと、高齢のためお亡くなりになった方もいらっしゃいます。それと、去年度ぐらいからの傾向なのですが、少しずつ施設の利用とかも増えておりまして、入所になると対象から外れるということで、総額としてその程度の人数の減少があったと見込んでいます。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと施設入所者、それがだんだんと増えているわけですか、若干と。それって認知症関係とか、例えば特養とかいろいろありますけれども、どういったところが増えていきます。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 大きく増えているのは、介護サービス付きの高齢者住居等々が増えておりますが、希望される方は特別養護老人ホームが圧倒的に多いです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 2番、藪之本です。よろしく願いいたします。

14ページをお願いいたします。こちら4目農林水産業費県補助金のところなのですけれども、ぐんま緑の県民基金事業費補助金の減額のところちょっとお尋ねしたいのですけれども、先ほど子ども会の自然体験スクール、これが対象外のためというふうにおっしゃっていたのですけれども、これ今回対象外に初めてなったのですか、今まで対象外だったのですか。その対象外になった、なぜ。

○森田義昭委員長 橋本課長。

○橋本貴弘産業振興課長 ぐんま緑の関係についてお答えしたいと思います。

これにつきましては、板中が赤城少年の自然の家に行った場合と、あとは子ども会育成会が行った場合についての30万円、30万円の60万円の計上をしていたわけなのですけれども、この子ども会の育成会については補助対象外というか、その行ったときに講師がいたら、その分の経費は対象としてみるのだけれども、今回については講師がいなかったというので、その補助が該当ならなかったということによって、30万円の減額という形になっています。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

青木文雄委員。

○青木文雄委員 4番、青木文雄です。

31ページ、道路維持費のところ、街路樹管理委託料が845万円ほど減額になっておりますが、この内容について教えてください。

○森田義昭委員長 都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 お答えさせていただきます。

街路樹委託料の845万円の減の件ですが、主に街路樹剪定の設計の段階で、例えば今年やるのがニュータウンのケヤキ並木をやるのですが、その例えば設計の段階で1,400万円という額を計上していました。それに対しまして、1,400万円に対しまして750万円ですと実際にできますよということになりました。この差額というのが、設計というのは群馬県の積算システムというのを基準にやっています。それで、今回入札ではなくて随意契約ということで安い業者さんにやっていただいたものですから、そういう差額が発生しているというのは事実です。ただ、町で基準になる金額を決めますので、その金額がないことには仕事が執行できないということで、額がそのような形になって、半分近くになっているというのは事実です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

小野田委員。

○小野田富康委員 5番、小野田です。よろしくお願ひします。

29ページが一番下なのですけれども、多面的機能支払交付金事業ということで600万円ほど減額されていますけれども、これはむらづくりの県の補助金かと思うのですけれども、これは使い勝手がいいということで、区長さんなり、農家さんなりにいろいろお願いに行っているっぽいのですけれども、私もお願いに来られたことはあるのですが、600万円もこれ余るといのは、要望が上がってこなくてこの金額になっているのか、それともほかに何か理由があるのかお願ひします。

○森田義昭委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、お答えします。

多面的機能支払交付金については、3段階に分かれていまして、1階が農地維持支払い部分と資源向上支払いの共同分と資源向上支払いの長寿命化分という形でそれぞれ分かれていまして、最初の当初予算を組み立てたときには、全ての部分が100%で一応計上させていただいた経緯があります。その中で、毎年変動するのが長寿命化の関係なのですけれども、最初は100%のうちの73%が町への一応交付決定という形になったのですけれども、最終的には4%分増えて、実際は77%分が来ているということになりますので、もともと100%の予算の中から77%分が確定したことによって、残りの23%分がこの600万円の減額になっているという形なので、基本的にはいろんな協議会に減額になっているということはないです。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 何か数字のからくり的なところで、分かりにくかった部分はあるのですけれども、そういうものだなというふうなことで納得するしかないのかなという部分と、むらづくりの協議会が増えてきて、ただ、なかなか協議会が増えても、もともと補助金の額というのが逆に減ってきてしまって、減りはしないけれども、欲しい人の頭数は増えているけれども、補助金の額とか決まってい取り合いになっているというような今状況かと思うのですけれども、これはもうこの流れで変わらないという認識でよろしいのでしょうか。

○森田義昭委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 実際この多面的関係については、現在9協議会が利用していまして、採択を受け

れば一応5年間使える形になっているのです。その中で、5年終わったところについては、再度もう一回申請して、また5年間というパターンはあるのですけれども、町としては、やはり多面的な部分の全体の経費に対して25%町が負担している部分があるので、できればそういった、要は25%の負担分で農地がきれいになるのであれば、ほかの協議会等々もいろいろ推進していかなくてはいけないという部分は考えておりまして、一番発端になる部分については、今五箇谷土地改良区とかも、もうそろそろ面的工事が終わるので、そういった話も、今日ちょっと理事会があるので話ししようかなという形で、新たな組織づくりとか、そういう推進はしていこうと思っていますし、特にその取り合いという形ではなくて、あくまで受益面積に対して、田んぼだったら1反3,000円とか、陸田だったら1反2,500円とかという、その計算上の金額になるわけなので、大きければ大きいほどお金はいっぱいもらえますし、ちっちゃければちっちゃいほど少なくなると。ただ、使い切らなくてはいけないという部分があるので、そこら辺がちょっと難しい判断かなというふうには思っております。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

市川委員。

○市川初江委員 10番、市川です。よろしく願いいたします。

34ページでございませけれども、木造耐震改修促進事業で、これ200万円の減額となっておりますけれども、私の聞き間違いでなければ、申請者がいないということで200万円ってちょっとお聞きしたのですけれども、それでよろしかったでしょうか。

○森田義昭委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 お答えさせていただきます。

200万円の内訳なのですけれども、1件当たり上限100万円で2件分で確保していたのですが、耐震改修工事をやる希望者がいなかったということのための減額になります。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 いなかったということで、減になってしまったわけですね。でも、板倉町は水害に対して全員の命を救うということで、異例な車での避難ということが打ち出されましたけれども、地震に関しては特別何もというか、対応がないので、今地震がちょっと多いので、年明けてから能登半島の悲惨な地震がありましたので、安心はしてられないなということでございますので、いないからいいではなくて、これから、いなかったということなのですけれども、どのようにして皆さんにお声がけしようというふうに思っておりますでしょうか。

○森田義昭委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 今まで町のホームページのサイトだけで、その入り口としまして耐震診断という無料の相談会をやっています。それをホームページだけで、これも何年もやっているのですけれども、募集していたのですが、今年から改めまして、また行政区に回覧で回していただくようにしています。それを年2回、今年が10月と今月の頭にやったのですが、そういう相談会を入り口としまして、こういう事業がありますよという声はかけるのですが、今年の2月の相談会においても、地震があつてすぐだったものですから、多少来るのかなと思っていたのですが、実績はゼロでした。

その先に、あと今度は耐震診断というのも別口であります。その流れで行くのですが、突然その方も来るときはあるのですが、最近では年二、三件の希望者はあるのですが、診断止まりというのが実情です。先ほど言ったように、耐震の改修工事ってちょっと敷居が、設計書を用意しなさいとか、そういうのを用意した挙げ句、板倉町の工務店で対応できる方はいません。県内でも、実績はそうはないのです、群馬県に問合せしたのですが。近隣では、太田市的设计士が1名だけ対応しますよということなのですけれども、上限が100万円の中で、そういう設計を用意して、書類を用意して結構使うものですから、敷居が高いのかなとは考えています。県にも、それは相談はしているのですが、制度改定がないというのが実情でございます。

以上です。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 いろいろお考えになってくださっているのだなど、今課長の話聞いて、ちょっと前向きにこれからも考えていただきたいと思うのですけれども、水害のことも、カスリーン台風以来七十何年、本当に板倉町は住みよいところだなというふうに私も思っているのですけれども、いつ温暖化の、この地球上の異例な気象上の中で、どんなことが起きるか分からないわけですので、水害プラスまた地震ということで、皆さんの生命、財産をしっかり守る方向で、町のほうもしっかりとまた対応していただければと思います。やはり周知が大事なかなと思いますので、細かく区長さん単位で、回覧板って意外と見ない人も多いのです。ですので、お声をかけていただくのが一番いいかなと思いますので、その辺を検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

須藤委員。

○須藤 稔委員 1番、須藤です。

やはり34ページですか、アスベスト対策ということで、これは国から25万円入っているということで、これは全く使われていないという形で、これは使われていないということは、使い勝手はかなり悪いのでしょうか。どんな形でしょうか。

○森田義昭委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 お答えさせていただきます。

アスベスト対策事業なのですが、これにつきましてはアスベストがあるかないかの調査の費用のみになっています。この25万円というのは1件分なのですが、アスベストを民間で検査をする方がいないと、例えば工場とかでもあるとは思いますが、今のところ要望がないので、板倉町、そうアスベスト関係は動いていないのかなとは思っております。

以上です。

○森田義昭委員長 須藤委員。

○須藤 稔委員 そうしますと、アスベスト関係、かなり入っているという、ただ1件当たり、もし書類出した場合は、どのくらい金額が補助金として出るのでしょうか。

○森田義昭委員長 塩田建設課長。

○塩田修一都市建設課長 補助金の上限で25万円です。おそらくそれ以上かかると思うのですけれども、調

査をやって、上限が1件当たり25万です。それ以上は個人負担になります。

○森田義昭委員長 須藤委員。

○須藤 稔委員 1件当たり25万円出るわけですか、なるほど。いや、調査には、結局大体今アスベスト10万円とか幾らとあって、多分それを診断するに我々やるのですけれども、1件当たり25万円ということは、では幾つ出ても25万円という、これはどうですか、もう年間で決まっているのですか、これは。

○森田義昭委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 1件当たり、1申請者で25万円です。今需要がないものですから、例年25万円確保しているのですが、これ国庫補助も入っているのですが、お返しするような状況です。ただ、数が増えた場合は、群馬県のほうもある程度抱えていまして、要望が多いときには、申請すれば町に補助金が下りるようにはなっております。

○森田義昭委員長 須藤委員。

○須藤 稔委員 いろんな形で、平成18年前のおうちはほとんどアスベストが、外壁材も何も使っているのです。ですから、そういうものでこれから診断していくと、これほとんど間に合わなくなってしまうという形。我々も、結局その検査をすると、やはりその検査費用だけで7万円ぐらいかかるのです。だけれども、逆にあるということが分かると、もうその検査が無駄になってしまうのです。だから、結局ある方向でも処理をしてしまうというので、多分そういう方たちが多く、どうしても検査をして、あるということが分かると、その7万円が無駄になってしまうのです、結局。これがそういう形で、補助金が出てこういう形で入れば検査してみようかと。でも、ほとんどが入っているという形なので、いろいろと私も仕事上でこれをちょっと勉強したのですけれども、そんな形で分かりました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 11番の青木です。

先ほど説明で、あっちこっちの施設で電気料金の減額というのが出ていますけれども、この減額になった理由というのは何だったのですか。それとも、当初予算で高めに見積り過ぎたのか、それで途中で電気料金の引下げがあったとか、何か原因があったと思うのですけれども、随分これ元金が幾らか分からないわけ。500万円といたって、1,000万円から500万円引いたのか、5,000万円から500万円引いたのか分からないのですけれども、それとトータルでこれ電気料金どのぐらい払っているの、各施設。大ざっぱでいいです。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

先ほど説明の中で触れさせていただきましたけれども、今回の3月補正だけで電気料金の減額が2,180万円というふうになっています。主な要因については、燃料調整費が大幅に下落したというのがありますが、昨年今の時点で、もっと前の時点ですか、当初予算を組んだときのいわゆる燃料調整費の電気料金の単価から現在の単価を比べると、相当な値下がりをしているというのが大きな要因になっています。例えばなのですけれども、1つこの役場の電気料金の比較をしてみますと、令和4年度分ということで去年の1月の電気料金が112万1,000円でした。この役場の庁舎だけで。今年の1月が70万6,000円になっています。その内

訳で、電気料の単価には変わりはないのですけれども、その中に、いわゆる使用電力に電気料の単価を掛けます。そのほか、燃料調整費の単価でも上乘せになってきてまして、そのほか再エネ賦課金というのも上乘せになっているのですけれども、その燃料調整費が今年の1月分には12.54円、12円です。今年は、それがマイナスの1.8円ということで、もうその1年間の差額だけで14円の差がそこに出てしまっているということとして、電気料金は昨年は一んと上がっていて、ずっと上り調子だったというのがあるのですけれども、それについては内訳を見てもらいますと、燃料調整費ががらがら、がらがら上がっていた時点です。昨年の予算を編成する時点で、燃料調整費が10月からは7.8円、11月9.3円、12月で11.5円、1月で12.54円ということで、その目安にしまして予算編成をしたということがあります。しかしながら、今年の5年度の7月から8月にかけてちょっと大きく変わってきたのですけれども、7月の時点が燃料調整費が6.3円でした。ですけれども、8月になりましてマイナスの0.2円、次の月がマイナスの1円、マイナス1.4円、マイナス1.65円、マイナスというところで、どんどん差が開いてきてしまったということで、その辺が大きな電気料金の差額になっています。昨年の1月と今年の1月では、先ほど言ったとおり112万1,000円と70万6,000円、その前の12月が106万6,000円が69万3,000円ということで、全体の施設で大体25%ぐらいが昨年の実際の電気料と比べて減っているということで、予算はそれ以上ちょっと多めに見積もっていたと、それが大きな要因となってございます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 あんまり細かく言っていると、聞いているうちに分からなくなってしまうので、もっと優しく言ってくれないと。燃料調整金というのは上乘せされるわけね。

「[そうです]という人あり」

○青木秀夫委員 今言った12円とか9円とかというのは、それが今度は無くなったわけではないけれども…

「[逆にマイナスになった]という人あり」

○青木秀夫委員 マイナスになったということは。

「[減額になってきた]という人あり」

○青木秀夫委員 おかしいね、マイナスになるというのは。ゼロになったというなら分かるけれども、まあいいや。

それで、さっき2,000万円ぐらいトータルで減額になったというのでしょうか。元はどのぐらい払っているの、1億円とか。25%減額になったというのです。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 すみません。ちょっと今手元にある資料ですと、今回の補正だけで9,300万円が2,100万円減額しまして、補正後が7,100万円ということになっています。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それと、何年か前に電気の購入先が、何か新電源、何だっけ……

「[新電力]という人あり」

○青木秀夫委員 新電力か、そこから買っていて、そこが供給できなくなってギブアップされてしまって、東京電力に変わったのでしょうか。それは関係ないの。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 その辺もちょっと影響しておりまして、令和3年度までは新電力で来ていました。ですけれども、令和4年の4月で、これ契約が新たになったのですけれども、もう新たに新電力で手を上げる業者がなくて、どこにも契約ができない状況に陥りました。ということで、最終保障契約ということで東電と契約をしたのですけれども、その時点では通常の東電の契約料よりも大体3割増しの金額、電気料金になっていました。ということで、令和4年度の電気料については、その辺もあって値段が高かったというのがあるのですけれども、幸いなことに令和4年の4月から新たな新電力と契約することができました。これは、東電の最終契約よりも安く契約ができたのですけれども、従来の東電の契約よりも1%ほど安く契約することができまして、通常の東電の契約という形で、令和4年からずっと流れていたところです。なのですけれども、そこで電気料が上がってきたというのは世間全般的なことで、その大きな要因が、先ほどの燃料調整費ということになってございます。

また、新たに今年の、令和5年の8月からも1回契約が切れましたので、また新たに新電力と契約することができました。これについては仲介業者を入れまして、仲介業者が、この業者だったら契約ができると、価格を比較して、従来の東京電力の契約料金よりも1%下げた金額で契約ができるということで、今はそちらと契約をしている状況です。よその自治体からもそのような照会がございまして、郡内でもそういう契約の制度を取り入れるところが増えてきている状況となっている状況です。

以上です。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 聞いていると、詳し過ぎると分からなくなってしまうのです。もっと簡単に話、説明してくれないと。要するに、今は東京電力ではなくて新電力から買っているのだ、今。

〔「そうです」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 契約して。1回新電力から東京電力に移って、それで落ち着いたからってまた新電力に、1%安いからって。それリスクないの、安いからってまた電気止められてしまったとかそういう。前に苦い思いしたのでしょうか、何年か前新電力からやって。あのときに、東京電力に移るときどのぐらい高く、3割ぐらい高かったの。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 東京電力の最終保障契約で約3割増でした。新たに東京電力に戻ると、通常の契約はもうできない制度になっています、1回抜けると。となりますと、これからはもう新電力と契約をしななければいけないということで、いわゆる仲介業者が全国にいまして、新電力こういうところはこのぐらいの電気料金でしたら契約は可能だということで紹介してくれていると。その比較をするのが、従来の東京電力の契約料金よりも安いか高いかということで、現在は安く契約ができているということで、今後についても、もう従来の東京電力の契約には戻れないということがありますので、なるべく有効な契約を締結していきたいというふうに思っています。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 疑問に思うのは、東京電力に新電力から移るとき3割ぐらい上がったのでしょうか。上げられてしまったのでしょうか、それ緊急にそこへ移るときに。その3割高かったの、今また新電力に戻ったわ

けだ。戻ったもので1%ぐらい安いのか、そこから1%ぐらい。そういうこと。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 東京電力の従来の契約よりも、最終保障契約がもう3割高というところですので、今後また新電力から東京電力に移るということになると、3割増えてしまうということです。今比較したのが、従来の東京電力の契約と比べて1%安く契約ができているという状況です。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ややこしいけれども、とにかくこの減額になったのは何だっけ、調整金……

「燃料調整費」と言う人あり]

○青木秀夫委員 燃料調整金というのが下がったのだ。それは東京電力で、国の制度ね。

「そうです」と言う人あり]

○青木秀夫委員 国がそこへ補助金出しているわけか、ガソリンみたいに。それで、その分が下がったので、全部電気料金が下がったと。要するに、税金を投入したということだね、原因は。そういうことでしょう。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 燃料調整費については、全国の需給の割合で、いわゆる原油価格等に連動して上がったり下がったりしているものです。そのほか、この8月あたりからは国の補助金が事業者のほうにも入っているというようなことで、そのほかの補助金分も下がっていると。その辺も影響している、議員のおっしゃるとおりでございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

休 憩 (午後 3時05分)

再 開 (午後 3時14分)

○森田義昭委員長 再開いたします。

先ほどの青木委員のほうは大丈夫ですか、続きはしなくても。

では、ほかにございませんか。

亀井委員。

○亀井伝吉委員 7番、亀井です。よろしくお願いします。

22ページの学童保育の件なのですが、そらいろクラブの2のほうですか、この委託料だけ、ほかもちよつと上がっているところあるのですが、ここだけ突出して上がっているのです。人数が増えたとか、そういう関係でここだけ突出しているのでしょうか。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

学童保育事業のそらいろクラブ委託料、それとそらいろクラブSegundoの委託料についてですが、Segundoの委託料が大幅に上がっている理由につきましてですが、当初そらいろクラブにつきましては2クラブ運営しておりますが、1クラブの開所日数を200日未満ということで想定をしておりました。とありますが、通常ですと250日以上学童クラブとして開設するような形の取決めといたしますか、運営がな

されているところですが、これは土曜日までやる場合が想定されます。対しまして、みつばち学童クラブでも同様のことが言えるのですが、土曜日の利用者数が少ない場合は、人員の合理化を図るために合同で行うような運営を行っている場合もあります。当初は、そらいろクラブ S e g u n d o につきましても合同でやるということで、200日未満ということでやることを想定されておりましたが、実際のところは利用者数が多いということで、本来の形で2クラブで運営するというに伴いまして、基本額が大幅に上がったということによる差でございます。

以上です。

○森田義昭委員長 亀井委員。

○亀井伝吉委員 分かりました。

○森田義昭委員長 大丈夫ですか。

○亀井伝吉委員 はい、ありがとうございます。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

小林委員。

○小林武雄委員 12番、小林です。よろしくお願いいたします。

11ページの国庫支出金の総務国庫補助金、その中の特定外来の関係なのですが、先ほどの説明でいきますと、交付金が新規に45万円出たということで、内容的には伐倒費ということで説明聞きました。この伐倒費は、いわゆるクビアカツヤカミキリの桜の木の伐採ということで、その補助率も100%ぐらい出るのでしょうか。それよろしくお願いいたします。

○森田義昭委員長 佐山課長。

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、予算書11ページの特定外来生物防除等の交付金、補助金の関係ですけれども、こちらは支出でいうところの2款1項14目に事業立てをしております外来生物対策事業のうち、クビアカツヤカミキリの被害木の伐倒業務委託料に係る部分になりまして、今年度実施の部分につきましては、金額でいきますと100万円の実施ということで、この国の補助につきましては2分の1補助ということなのですが、100万円の2分の1ですと50万円来るわけなのですが、これが国、環境省のほうの配分によりまして、今年は45万円しか来なかったということになります。ですので、45万円で交付決定が来ましたよと、事業費は100万円ですよというような中身になっております。

以上です。

○森田義昭委員長 小林委員。

○小林武雄委員 ありがとうございます。そうすると、これはもう例年、今後もこの補助金をある程度使っていけば、申請していけば、その2分の1ぐらいの補助金は来るのでしょうか。要は、まだまだおそらく板倉町の中では、桜の伐倒についてはこれから計画していく必要もあると思うので、その辺が継続的に実施していければと思います。その辺のところはどうでしょうか。

○森田義昭委員長 佐山課長。

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

令和6年度の予算につきましては、この後また予算決算常任委員会で当初予算の審議をさせていただくわけですけれども、歳出のほうもできれば、今年は100万円ということなのですが、その辺少し金額を

上げさせていただいて、補助率2分の1の部分につきましては、まだ継続ということで聞いておりますので、ただ、その採択がなされるのが、結局国が配分をするということになってくるので分からないのですが、そういった形で継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○森田義昭委員長 小林委員。

○小林武雄委員 ありがとうございます。あとは、伐倒した後の桜の木ですが、切りっ放しだとやはり景観のほうにもあれなのかなと思いますので、今後の植栽の計画とか、その辺のところは考えているのでしょうか。

○森田義昭委員長 佐山課長。

○佐山秀喜住民環境課長 伐倒だけでなく、植樹というか、植栽の部分ということなのですが、そちらにつきましては、まだ具体的な計画というのは立てておりませんので、財政部局ともその辺協議しながら進めていければと思います。

以上です。

○森田義昭委員長 小林委員。

○小林武雄委員 ありがとうございます。一応伐倒しながら、あとは植栽のほうもできれば、板倉はかなり桜の木がそこら中にあるので景観がいいわけですから、桜の木の植栽のほうも今後検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 予算書の43ページ、ちょっと見てくれる。伊藤課長、いいですか。臨時財政対策債のほうでちょっとお聞きしたいのです。ここにたまたまあったから。最近、臨時財政対策債も発行が少ないみたいなのだね。それでお聞きしたいのは、この臨時財政対策債の期間というのは、一般的には何年になっているのですか。20年、発行から償還まで。いろいろあるのだらうと思うのだけれども、詳しくはいいから、基本的なことだけ言ってくれば。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 臨時財政対策債ですけれども、今手元に、許可になったのが2003年度の借入れについては、最終の償還が2023年度となっていますので、20年ということになります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、基本的には発行から償還まで20年と。というと、今これは2003年ぐらいのものを償還しているわけだ。そうすると、これは来年度の予算なのだけれども、こっちも何か随分償還しているのだよな、2億5,000万円ぐらいまた償還しているのですけれども、今残高が25億円しかないのだものね。

〔「25億」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 うん、残高が。そうすると、単純に20年で割っていくと、1年に1億円ぐらいというふうな感じで、最近ぐっと減っているわけ。そうすると、間もなくこの臨時財政対策債というのは、これがくっ

て減ってくるわけか、数年のうちに。毎年2億5,000万円もやっていったら、数年で大分半減するよね。それは今のペースでいくとだよ。最終的にどういうふうに戻ると。これは減ってきた理由というのは、国のほうの財政が大分改善したからかい。

○森田義昭委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 議長おっしゃるとおりでございます、地方交付税のほうが最近増えてきていますので、その分借入の部分については減ってきていると、そういう流れになってきております。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 地方交付税が大分増えてきたから、その分でこっちの臨時財政がカットされたわけだね。

「そういうことです」と言う人あり]

○青木秀夫委員 それで問題は、この利息だけれども、今はただみたいに安い。

○森田義昭委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 こちらが、令和4年借入の部分については、当初の利息が0.3%でした。これはちょっと上がったのですけれども、令和3年度については0.07%という形になっております。

今回、先ほどの補正でありましたけれども、利子の部分が見直しがあります。これ20年返済のうち、10年経過しますと利子の見直しをするのですが、それが2012年、13年度に借りた分なのですけれども、こちらがいずれも0.7、0.6だった利率については、今回見直しで0.2と0.4に下がったということになります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ついでにお聞きしたいのですけれども、この臨時財政対策債の利率が低いのはいいのだけれども、さっきの電気料金の話もあれなのですけれども、これ減額されるではないですか。もう2月、3月まであと1か月だもの、今年度。減額された金額を、みんな余ったからってまた財布の中へ入れてしまわないで、何か使う方法を考えるということは考えていないの。今から補正予算というわけにもいかないだろうけれども、これ余るわけでしょう、1回予算組んだけれども、それが大分減額になるわけです。これ減額になると余るわけだ。余ったら、そのお金をまた財布の中へ入れてしまうのかって聞いているのです。出した金だから、何かに積極的に使ったほうがいいのではないのって。

○森田義昭委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 3月の補正ということで、今年実質最後の補正だと思っております。その中で、先ほど基金積立てという説明をさせていただきました。今回歳出については精査をしまして、事業が確定したものについては落とすようにさせていただきました。その結果、歳入のほうが今回歳出を上回ったということで、これ予算を成立させるためには、両方同額にしなくてはならないということで、基金のほうに繰入れをしたということで措置をさせていただいております。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、財布にしまっただけで、3月だから今から補正予算組んで事業できないけれども、できるではない、来年度に繰り越して、一応予算だけ組んで、実行は来年にするというような方法もできるわけだから、あんまり財布にしまわないで、基金に戻さないで、いろいろ各課で要望もあるのだから、急いでいるやつにはそれを充当していくと、早めに方法も考えてみたらいかがですか。

○森田義昭委員長 町長。

○栗原 実町長 財政課長が答えても、多分同じような答えになると思いますが、当町も極端に言えば、中学校、小学校も既に耐用年数が、最大で60年と言われているものが、もう50年前後に来ているということもありますし、保育園の建て替えとか体育館とか、あとは我々が地域的に、この地域で一番頭の悩みの種が、例えば4つの小学校を統合して2つにしたわけですから、論理的には経費が半減するだろうとは思っただけけれども、しませんよね。というのは、最低の維持する電気料や保険や水道料も含めて、避難場所という1,000年間保持しなくてはならないと。では、あれを今空っぽだけれども、避難所が必要としたら1,000年の間に、これは論理ですけれども、何回建て替えればいいのか、60年に1回ですから、避難所が。だから、そういう意味での、せっかくのタイミングで、私はあまり賛成していないのですけれども、例えば小中の合併とか、いろいろやることを含めて効率化ということは図っていくのは必須の一つの考え方ですが、この町についてはそれが必須の考え方でやっても、校舎は依然として使うということなのです、避難場所のために。例えば東の小学校がもしかして近い将来、皆さんの考え方で、西かどっちか1か所になれば、西のほうがでかいから西に寄せると、例えばですよ、一つの例で。では、東の小学校は解体ができるのかといっても、できません。全部必要な施設として、1年に1回使うか使わないかも含め避難施設として、地震の場合にはなおさら、先ほど出たように。そうすると、やはりこれは我が町だけでなく、例えば千代田町あたりももうそういう学校の、ふるさと納税であぶくが尽きるほどばさばさついているわけですから、何億円って毎年。そういうところが、既にほぼ同じ時期に小学校を建て替えたり、公共施設を建て替えたりということの流れの中で、早いところはもう手をつけ始めるわけです。そんなときに、中学校1つ、あるいは小学校1つを見ても、必要な1つの校舎を建て替えるのも、直近にもう目に見えているようなものですから、やはりお金に考えなくということも時によれば、かなり市によっては、いわゆる貯金と借金のバランスが大きく崩れている市もあるわけですが、でもある程度そういう事業が想定をされるということになれば、保育園でも5億円あったら足りるのだろうか、10億円あったら足りるのだろうか、今検討させていますけれども。そういう意味の中で、今日冒頭に挨拶をした、やはりそういう計画の中で、そんな簡単にお金もそういうことを考えれば使えないよというだけでなく、将来にわたって有効になるような、たまには大きい購入物でも、あるいは何かそういう考え方でも、せっかく70周年のときだから1億円や2億円と。今まで1,000万円か2,000万円ですから、そういう考え方も打ち出してはいますが、青木委員が言うのもごもっともですが、そんなに板倉町が裕福な町でもないし、1つやればなくなってしまう。例えば、では資源化センターだったあそこ、体育館的なもので有効活用すれば、3億円か4億円で建て替えれば当面残存期間もあるから、屋内運動場にでも利用できるのではないかという、当初そういう考え方もありましたけれども、いわゆる体育館が3つも4つも空いてきてしまってきたわけです。今年だって、西小の体育館、あるいはB&G、公民館の上、5,000万円、6,000万円、雨漏りを止めるだけです。そんなことを考えると、お金は今のうちには幾らあっても足りないような感じがするというのも考えまして、特別必要なものをこうしてふだん議論しながら、しかも町民のアンケート等でどうしてもこういうものが欲しいというものは、できるだけそれに沿うように考えても、全部が沿えない流れの中で、片や一定の資金は必要だというふうにも考えているのが現状でありまして、そういう意味では二代表制ですから、議会が思い切って10億円ぐらいに減らせと言え、でも何もしないうちにそういうことも、保育園をすれば、だって二十何億円って貯金ないのですから、借金が40億円ぐらいあるのですから。では、10億円をその中から、また財政調整基金も含めて借金をしていたら、幾ら10億円のお金が

例えば保育園がかかるとすれば、それにせっかく造るのでは、児童館も、あんな児童館では駄目だとか、いろんな欲望がみんなあるわけでしょう。だから、皆さんだったらどうするかです、うちの中で。うちの貯金通帳を見ながら。ということで、貯金、お金を使うこと優先、ためること優先ではないのですけれども、そういう意味で貴重な今の青木委員なんかの話も含めて、当然検討しながら、でもそのためにどうしてもこうして諮るといのは、みんなの責任でやっていくということですから、そういう意味で今後もまた貴重な機会を、いわゆる年に1回必ず予算決算もあるわけですから、そういうときにみんなで真剣に考えて、壊すだけでも、例えば資源化センターも何億円ってかかるでしょうし、それが今膨大に上昇しているわけです。うちを建てるのも約倍、解体費も倍、須藤工務店は倍になっているかどうか分からないけれども。そういうことも含め、一つの考え方としては承っておきますが、でも何千万円か、1億円か2億円は、今年例えば1回貯金通帳に入れても、また新年度の予算編成で繰入れをして、また貯金から金を一旦下げた形で、繰入金で膨れた予算を穴埋めをして帳簿上出発するわけですから、今回も繰入れが入っていますから。ということで、残念ながら、だから今日も冒頭お話ししましたけれども、明和や千代田はうちの町より小さいのに70億円予算を取っているわけ。うちの町は60億円だよ、10億円。だから10億円収入を増やし、収入を検討ができなければ支出も充てられないわけですから、そういう意味では一つの方法としては、借金が、その2つの町、どういふふうが増えていくのか、普通であれば。あるいは、借金が増えないとすれば収入が、コストコとかあいうものが1つできるたびに、どのくらいの町へ予定しなかった銭が入ってくるかとか、千代田は明らかに去年は30億円で、実際は差引きすると十四、五億円。今年は30億円をちょっと下回るぐらいの、二、三日前に高橋町長とも話ししましたが。いずれにしても、それでやはり使わないのでは駄目だと。だから選挙に骨が折れるのだ、突然人が出るのだなんて、やはり側近からは言われているのですって。でも、小学校1つやれば、20億円、30億円かかってしまうからというので、小学校の再建計画を、建て替えを今計画しているのですけれどもというので、この間彼の公約を見ましたら、そういうものも入っていましたけれども、使うことは、全国ほとんど、これは館林市も太田も全て、もういわゆる公共事業の建て替え、そういった教育施設。そこへ持ってきて、我が町がまだありがたいのは、館林市みたいに文化会館を2つも持っているとか、あれを1つにすればまた物すごい市民が大反対をしたり、非常に難しいところで、造ったものは縮小するのは非常に難しいと。ですから、もちろん理想的ではないけれども、徐々に増やしていくようななだらかな政治も必要なのではないかというふうに考えたりするわけですが、それぞれ人間が違い、考え方が違い、育ちも、私は貧乏人の育ちですからそういう考え方に立ってしまいますけれども、皆さんで合議をしてこれからもやっていきたいと思えます。

今言われたことについては、検討の材料として、決してそれでも無駄には使っていないということも含め、お金がたまって、1億円、2億円増えたところで、どんと20億円、25億円使うことはもうすぐ前に出ていますから。ということで、今のところそういう措置を取らせているということでもあります。

○森田義昭委員長 青木委員さん、よろしいですか。

「[終わりでもいいです]」と言う人あり

○森田義昭委員長 ほかに質疑ありませんか。

「[なし]」と言う人あり

○森田義昭委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

議案第15号について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度の介護保険事業の確定に伴います繰越金の追加及び補助金、交付金の精算、また今年度の事業に関わる各サービス給付等の見込みにより増減額になります。歳入歳出それぞれ1,243万9,000円を減額しまして、予算の総額を13億981万4,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、提案理由で副町長より説明がございましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。款項目の順に、資料に沿ってご説明いたしますけれども、歳入のほとんどは、今年度保険給付の実績見込みに連動する増減額になります。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金から1,298万円の減額でございます。実績見込みによる補正になりますが、介護給付費分が1,748万円の減額、施設給付費分が450万円の増額になります。

次に、同3款2項国庫補助金、1目調整交付金から30万6,000円の減額、次に2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業に19万8,000円の追加、3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業に7,000円の追加です。

1枚めくって、7ページをお願いいたします。4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金から1,549万8,000円の減額、その下の2目地域支援事業支援交付金に26万円の追加でございます。

また、その下、5款県支出金でございますが、3款国庫支出金に対する県費分になります。1項県負担金、1目介護給付費負担金から567万6,000円の減額、2項県補助金、1目地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業分に12万円の追加、同項2目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分に3,000円の追加でございます。いずれも、保険給付の実績見込みに連動する補正となります。

8ページをお願いいたします。7款繰入金、1目介護給付費繰入金から717万6,000円の減額、2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活総合事業分に12万円の追加、3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業分に3,000円の追加でございます。こちらも、保険給付費の実績見込みに連動した補正でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金でございますが、過年度の実績に基づく追加交付でございます。77万円を追加いたします。

一番下、その他一般繰入金でございますが、高齢者福祉計画策定業務に関わる調査、作成の委託料の確定により増減額の補正となります。

続いて、9ページをお願いいたします。同款2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金から1,545万4,000円の減額でございます。こちらは、次の8款繰越金に前年度事業確定による繰越金が4,411万7,000円追加となりまして、基金繰入れが不要となる額の補正になります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、10ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費から94万7,000円の減額でございます。介護支援専門員試験に合格した職員の研修費の追加及び高齢者福祉計画策定委託料の確定による減額になります。

次に、2款保険給付費、1目居宅介護サービス給付費から2,000万円の減額でございます。続いて、3目地域密着型介護サービス給付費から7,000万円の減額になります。いずれも、給付実績見込みによる減額でございます。

次に、11ページをお願いいたします。中ほどの5目、施設介護サービス給付に3,000万円の追加でございます。こちらも、サービス給付の実績見込みによる追加になります。

続いて、12ページをお願いいたします。2款2項7目介護予防サービス計画給付に30万円の追加、次の4項1目高額介護サービス費に200万円の追加でございます。いずれも、給付実績の見込みによる増額になります。

続いて、13ページをお願いいたします。中ほどの2款6項1目特定入所者介護サービス費等費に30万円の追加でございます。こちらも、給付実績の見込みによる増額となります。

続いて、14ページをお願いいたします。4款基金積立金でございますが、歳入歳出の確定によりまして、余剰となる額を積み立てるものでございますが、1,591万3,000円を追加いたしまして、1,591万6,000円を見込んでおります。

中ほどの5款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業負担金に118万円の追加でございます。こちらも、実績見込みによる補正になります。

15ページをお願いいたします。同5款2項一般介護予防事業費でございますが、高齢者福祉計画策定に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の委託料確定によりまして、不用となった委託料の減額になります。

次に、3項1目包括的支援事業でございますが、在宅医療・介護連携推進事業に係る講師謝金の不足分の追加でございます。

以上のサービス給付費等の補正によりまして、さきに申し上げました歳入の中、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金からの歳入も、それぞれの負担割にて補正となっております。

16ページをお願いいたします。7款諸支出金のうち2目償還金でございますが、過年度給付等の確定による返還金になります。国庫負担金に2,270万5,000円、国庫補助金に116万8,000円、県費負担金に488万9,000円、県費補助金に25万円がそれぞれ追加となります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

議案第16号について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。
担当課長からの説明をお願いいたします。

佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,122万5,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、副町長からの提案理由でご説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。6ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。4款1項1目の一般会計繰入金を500万円減額いたします。こちらは、この後ご説明申し上げます歳出予算の減額に伴うものとなっております。

次に、7ページを御覧ください。歳出でございます。1款1項4目水質浄化センター費の事業名、水質浄化センターのうち、光熱費が500万円の減額でございます。こちらは、先ほど一般会計の補正での説明にもあったとおり、こちら水質浄化センターの電気料金の減額するものとなっております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 さっきの電気料金の話なのですが、この下水道会計の電気料金というのは総額どのぐらい負担していたのですか、これ500万円減額になっているのです。元のお金。

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

電気料につきましては、おおよそ1,700万円ということで予算を取っておりまして、今度の見込みが1,200万円ということでの減額になっております。

以上です。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、例えば前年度はどのぐらい電気料を払っていたの。これは令和5年度だから4年度か。

○森田義昭委員長 佐山環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

令和4年度電気料につきましては、端数は切らせていただきますけれども、1,600万円ほどになっております。

以上です。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、令和5年度は国か何かの税金投入したか何かで下がったわけだ、4年度よりも下がったわけだ。いや、これは個人的な話だけれども、私の家でも何か電気料随分安いなと思ったの。世間では、随分上がった、上がったって、ウクライナがどうしたで何したで原油価格が上がったとか、円安だとかなんとかとかというので、随分なんか上がったのかなと思って、何かのときうちのをちょっと見たら全然高くないなと思って、うち大体1か月2万5,000円ぐらいかかるのです。だから4万円ぐらいになっているのかなと思って、たまたま何かのときに見たら2万5,000円ぐらいなのだよ、あれっと思って。要するに、日本中はそういう状況だったのね、去年。それは、結局安くなったというけれども、税金を投入してやっているから、簡単な話、自分で払っているようなものだよ、結果的には。そういうこと。いや、ばかに500万円とかって、さっきあっちこちで減額があったからちょっと聞いてみたのですけれども、分かりました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

議案第17号についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算関係3議案の審査を終了いたします。

委員各位の慎重なご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 (午後 3時53分)